

石川県公報

令和 7 年 8 月 8 日

第 13832 号（金曜日）

毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目

次

告 示	
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意の認定（水産課）	1
○漁業災害補償法第108条第2項の規定による同意の認定（同）	1
公 告	
○特定調達契約に係る入札公告（管財課）	2
○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告（経営支援課）	4
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録の失効公告（森林管理課）	8

○土地区画整理組合の理事退任公告（都市計画課）	9
教育委員会	
○令和8年度石川県立あすなろ中学校における入学者募集方針	9
選挙管理委員会	
○個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる公営施設の異動の報告	10
○不在者投票を取り扱うことのできる施設の指定の取消し	10

告

示

石川県告示第279号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和7年8月8日

石川県知事 馳 浩

内灘町、七尾灘、能登島南及び能登島北

石川県告示第280号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

令和7年8月8日

石川県知事 馳 浩

1 西海第1加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

羽咋郡志賀町西海風戸イの3番地の4 橋本 克広

羽咋郡志賀町西海風戸ハの205番地2 西崎 繁一

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の地区（西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜の区域に限る。）

(3) 区分

総トン数5トン以上10トン未満の漁船により、主としてかごを使用して営む漁業

(4) 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号。以下「規則」という。）第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和7年7月2日

2 西海第1加入区

(1) 発起人の住所及び氏名

羽咋郡志賀町西海風無チの55番地 小川 英樹
羽咋郡志賀町西海風無トー87 畑下 富弥

(2) 区域

石川県漁業協同組合の地区のうち旧石川とぎ漁業協同組合の地区（西海風戸、西海風無、西海千ノ浦及び西海久喜の区域に限る。）

(3) 区分

総トン数5トン以上10トン未満の漁船により、主として底びき網、刺網又は小型べにずわいがにかごを使用して営む漁業

(4) 規則第48条の2において準用する規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和7年7月2日

公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和7年8月8日

石川県知事 馳 浩

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

ア 凍結防止剤 塩化ナトリウム（1 t 詰フレキシブルコンテナ） 予定数量8,390 t（最大14,850 t）

イ 凍結防止剤 塩化ナトリウム（25kg詰包装袋） 予定数量17 t

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から令和8月3月31日まで

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

ア 本入札は、入札等を石川県物品調達電子入札システム（下記ホームページアドレス。以下「電子入札システム」という。）により行う。

<https://www.ep-bid.supercals.jp/ebidGoodsAcceptor/index.jsp?KikanNo=1700100>

イ (1)の件名ごとの1 t 当たり単価につき入札に付する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和7年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和7年石川県告示第113号）に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)イに掲げる場所において随時申請を受け付けている。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同

じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を確実に納入できることを証明する書類を令和 7 年 9 月 2 日（火）午後 5 時までに電子入札システムにより提出しなければならない。（電子入札システムによる提出が難しい場合は、契約担当者からの指示に従うこと。）なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、石川県総務部管財課の承諾を得て紙入札を行う者は、下記入札書の受付期限内に 4(1)イに掲げる場所まで提出すること（郵送の場合は、書留郵便とし、受付期限内必着とする。）。

4 入札書の提出等

(1) 入札説明書の交付方法及び問合せ先

ア 交付方法

システム（下記ホームページアドレス）の入札予定画面よりダウンロードすること。

<http://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIGPublish/EjPPIj?KikanNO=1700100>

イ 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(2) 入札書の受付期限及び方法

電子入札システムにより、令和 7 年 9 月 17 日（水）午前 11 時までに入札書を提出すること。

(3) 開札の日時

令和 7 年 9 月 17 日（水）午後 2 時 00 分

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札書の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の可否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和 38 年石川県規則第 67 号）第 119 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

① Sodium chloride for solid de-icing agent (1t stuffing Flexible-Container-Bag salt) 8,390t (maximum 14,850t)

② Sodium chloride for solid de-icing agent (25kg stuffing packing salt) 17t

(2) Delivery period

From the first day of contract through 31 March 2026

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 17 September 2025

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和 7 年 8 月 8 日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンターシマヤ白山店

白山市安養寺1番

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 令和 7 年 2 月 4 日

3 市町の意見の概要

市町名 白山市

意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

特になし

(2) 騒音の発生に係る事項

特になし

(3) 廃棄物に係る事項等

特になし

(4) その他の事項

特になし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和 7 年 8 月 8 日から同年 9 月 8 日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルエー部入道店

白山市部入道町土地区画整理事業施行地内 4 街区 3 外24筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 令和 7 年 3 月 4 日

3 市町の意見の概要

市町名 白山市

意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

特になし

(2) 騒音の発生に係る事項

特になし

(3) 廃棄物に係る事項等

特になし

(4) その他の事項

特になし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和 7 年 8 月 8 日から同年 9 月 8 日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ加賀

加賀市作見町ニ60－1 ほか

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和 7 年 3 月14日

3 市町の意見の概要

市町名 加賀市

意見の概要 特になし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和 7 年 8 月 8 日から同年 9 月 8 日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ小松

小松市下牧町己508番 他43筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和 7 年 3 月14日

3 市町の意見の概要

市町名 小松市

意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

特になし

(2) 騒音の発生に係る事項

・荷さばき作業従事者や来店車両に対してはライト照明向きの配慮、低速走行やアイドリングストップの啓発に努めるなど、従来に増して作業人員への騒音防止意識の徹底に留意すること

・当該地域における騒音規制法、振動規制法は以下のとおり指定されているため、特定施設の設置や特定建設作業を伴う建設工事を行う場合は、必要な届出や規制基準を遵守すること。（詳細は下記URLの「騒音規制のしおり」「振動規制のしおり」参照
URL：(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/kankeihourei/index.html>)

・また、特定施設作業の有無に関わらず、良好な生活環境を確保するため、近隣住居等へ騒音が発生しないように配慮すること

【参考】

騒音規制法：第 3 種区域

振動規制法：第 2 種区域（A）

(3) 廃棄物に係る事項等

- ・店舗面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗については、小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則に基づき、廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者選任届を提出すること（様式は市ホームページに掲載）
- ・また、廃棄物の散乱及び悪臭発生防止を徹底するため、十分な保管施設の確保に努めるとともに、運搬及び処理においても適正な対応に努めること

(4) その他の事項

- ・建築物等の建築又は建設の用に供する土地区画形質の変更を行う場合は、あらかじめ都市計画法に基づく許可を受ける必要があります
- ・建築物内の用途や面積の変更を行う時は、建築基準法の用途変更の届け出が必要になりますので、建築士等に確認を行ってください

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和 7 年 8 月 8 日から同年 9 月 8 日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ナフコ加賀店

加賀市上河崎町39番 1、40番 1

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の名称及び所在地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

公告日 令和 7 年 3 月 21 日

3 市町の意見の概要

市町名 加賀市

意見の概要 特になし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和 7 年 8 月 8 日から同年 9 月 8 日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プララAコープ富奥店

野々市市栗田 1 丁目 266 番地

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

駐輪場の位置及び収容台数

公告日 令和 7 年 3 月 14 日

3 市町の意見の概要

市町名 野々市市

意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
店舗駐車場の混雑によって周辺道路が渋滞しないように配慮し、安全対策について万全を期してください。
- (2) 騒音の発生に係る事項
特になし
- (3) 廃棄物に係る事項等
特になし
- (4) その他の事項
特になし
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
令和 7 年 8 月 8 日から同年 9 月 8 日まで

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドン・キホーテ小松店
小松市長田町口 1 番 1 ほか
 - 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 駐車場の位置及び収容台数
来客が駐車場を利用することができる時間帯
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
公告日 令和 7 年 3 月 14 日
 - 3 市町の意見の概要
市町名 小松市
意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
特になし
 - (2) 騒音の発生に係る事項
荷さばき作業従事者や来店車両に対してはライト照明向きの配慮、低速走行やアイドリングストップの啓発に努めるなど、従来に増して作業人員への騒音、振動防止意識の徹底を図り、近隣者等へ騒音・振動等が発生しないよう十分配慮すること。
 - (3) 廃棄物に係る事項等
店舗面積が1,000㎡を超える大規模小売店舗については、小松市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則に基づき、廃棄物減量計画書及び廃棄物管理責任者選任届を提出すること（様式は市ホームページに掲載）。
また、廃棄物の散乱及び悪臭発生防止を徹底するため、十分な保管施設の確保に努めるとともに、運搬及び処理においても適正な対応に努めること。
 - (4) その他の事項
建築物等の建築又は建設の用に供する土地区画形質の変更を行う場合は、あらかじめ都市計画法に基づく許可を受ける必要があります。
建築物内の用途や面積の変更を行う時は、建築基準法の用途変更の届け出が必要になりますので、建築士等に確認を行ってください。
 - 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
 - 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
 - 6 意見の縦覧期間

令和 7 年 8 月 8 日から同年 9 月 8 日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ナフコ加賀店

加賀市上河崎町39番 1、40番 1

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 駐車場の位置及び収容台数

駐輪場の位置及び収容台数

荷さばき施設の位置及び面積

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

公告日 令和 7 年 3 月21日

3 市町の意見の概要

市町名 加賀市

意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

特になし

(2) 騒音の発生に係る事項

・当該地域は、加賀市環境保全条例に定める振動・騒音の規制地域に該当する。特定施設の所有者が変更となるため、承継届出書を環境課に届け出ること。

(3) 廃棄物に係る事項等

・廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律・加賀市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例その他法令等の規定を遵守すること。

(4) その他の事項

・建築基準法第 6 条の規定に該当する場合は、確認申請書を提出して下さい。

・令和 7 年 4 月以降に着工する建築物については、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定により、適合が必要です。

・高さ10mを超える建築物については、加賀市中高層建築物に関する指導要綱に基づく届出が必要です。

・バリアフリー新法に基づく石川県バリアフリー条例で定める対象建築物に該当する場合は、届出を行ってください。

・建設リサイクル法に基づき、延べ面積500㎡以上の新築・増築工事、請負代金500万円以上の土木工事等を行う場合は、届出書の提出が必要です。

・既存の調整池を減らす場合は、県の河川課との協議が必要。

・周辺環境の保全について、加賀市生活環境保全条例その他関係法令等の規定を遵守すること。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和 7 年 8 月 8 日から同年 9 月 8 日まで

林業種苗法に基づく生産事業者の登録の失効公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第 1 項の規定により、次のとおり生産事業者の登録が失効した。

令和 7 年 8 月 8 日

石川県知事 馳

浩

登録 番号	氏名又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及 び 所 在 地	失効年月日
		種 穂		苗 木			
		採取	精選	幼苗の 育 成	幼苗以外の 苗木育成		
608	羽咋郡志賀町高浜町㊦74 番地 1 堀田 泰司			○	○	羽咋郡志賀町高浜町㊦74 番地 1 堀田 泰司	令和 7 年 4 月 1 日

土地区画整理組合の理事退任公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事が退任した旨の届出があった。

令和 7 年 8 月 8 日

石川県知事 馳 浩

白山市松任駅北相木第二地区土地区画整理組合
退任した理事

氏 名	住 所	退任年月日
吉 田 敬 一	白山市相木町56番地 1	令和 7 年 4 月25日

教 育 委 員 会

令和 8 年度石川県立あすなろ中学校における入学者募集方針

令和 8 年度石川県立あすなろ中学校の入学者の募集方針を、次のとおり定める。

令和 7 年 8 月 8 日

石 川 県 教 育 委 員 会

令和 8 年度石川県立あすなろ中学校入学者募集方針

令和 8 年度石川県立あすなろ中学校の入学者の募集について、次のとおり方針を定める。

- 1 入学資格
- 入学することができる者は、次の条件を全て満たしている者とする。ただし、原則として、高等学校・大学などに在籍中の者は入学できない。
- (1) 石川県に住んでいる者又は石川県で働いている者（国籍は問わない。）

(2) 学齢期を超えている者（令和 8 年度に中学校在籍中の者は入学できない。）

(3) 原則として、次のいずれかに当てはまる者

ア 様々な理由で小学校や中学校を卒業できなかった者

イ 不登校や病気、その他の理由により、十分に通えないまま中学校を卒業した者

ウ 日本の義務教育を受けることを希望する外国籍の者
- 2 入学願書の受付期間
- 令和 7 年 9 月 1 日（月）から同年11月28日（金）まで

この期間以降に入学を希望する場合は、石川県教育委員会又は石川県立あすなろ中学校に問い合わせること。
- 3 募集学年
- 第 1 学年、第 2 学年及び第 3 学年を同時に募集する。（それぞれの定員は定めない。）
- 4 入学者の決定方法
- 本人から提出される入学願書及び面接の結果を資料として、総合的に判断する。
- 5 その他
- 令和 8 年度石川県立あすなろ中学校入学者募集の詳細については、令和 8 年度石川県立あすなろ中学校入学者募集案内で定める。

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第95号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる公営施設につき、次のとおり異動があった旨の報告があったので告示する。

令和 7 年 8 月 8 日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

市町名	施 設 名		所 在 地	異動年月日
津 幡 町	新	津幡町文化スポーツ交流館和室	河北郡津幡町字庄口79番地 1	令和 7 年 6 月 24 日
	旧	津幡町中高年齢労働者福祉センター和室・体育室		

石川県選挙管理委員会告示第96号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により不在者投票を取り扱うことのできる施設として指定した次の施設について、その指定を取り消した。

令和 7 年 8 月 8 日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

名 称	所 在 地
医療法人財団董仙会 介護老人保健施設 鶴友苑	七尾市田鶴浜町り部11番地 1